

平成24年度 日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク 地域ネットワーク形成事業

障害学生支援 教職員研修会

日時：2013. 2. 22

会場：同志社大学 今出川校地

主催 日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク (PEPNet-Japan) / 同志社大学

共催 大阪大学学生支援ステーション障害学生支援ユニット / 大阪教育大学障がい学生修学支援ルーム
関西大学学事局授業支援グループ / 関西学院大学総合支援センター / 立命館大学障害学生支援室

後援 公益財団法人 大学コンソーシアム京都

PEPNet-Japan

も く じ

開催要項	2
プログラム	4
会場案内	6
第 1 部 基調講演	
「障害学生支援に関する文部科学省の政策動向について」	8
「これからの障害学生支援のあり方 －合理的配慮の考え方に基づいて－」	19
第 2 部 分科会	
入門コース「障害学生の 4 年間」	24
実践Ⅰコース「事例検討」	28
実践Ⅱコース「モデルプラン構築」	36
参考資料 日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワークについて	40
平成 24 年度地域ネットワーク形成事業について	44

開催要項

名 称:平成 24 年度日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク地域ネットワーク形成事業
障害学生支援教職員研修会

目 的:近年、大学等の高等教育機関においては、障害学生支援の業務を専門に担当する部署を設けたり、支援業務を担ういわゆる「障害学生支援コーディネーター（以下、コーディネーター）」を設置したりするなど、支援体制の構築が広がりつつある。その一方で、障害者基本法の改正等を受け、文部科学省では高等教育機関における障害学生への合理的配慮についての検討会を設けるなど、国政でも障害学生支援のあり方について検討が進みつつある。今後、障害学生への支援は一部の部署が運営するものではなく、大学全体で取り組むべき課題として位置づけられ、更に複数の大学が連携・協力しながら取り組みを蓄積していく必要性が増すことと思われる。

こうした状況を受け、日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク（PEPNet-Japan）では、「障害学生支援コーディネーター養成・研修カリキュラム（平成 23 年度公開）」をもとに、近畿地区 6 大学とともに実行委員会を組織し、研修プログラムの構成に取り組んできた。本研修会は、コーディネーターおよび教職員に必要とされる知識と技術を学んでいただくとともに、支援担当者同士の活発な情報交換及び継続的なネットワーク形成に寄与することを目的として開催するものである。

日 時:平成 25 年 2 月 22 日（金）10：00～18：00

会 場:同志社大学今出川校地 寒梅館ハーディーホール 他
（京都市上京区今出川通り烏丸東入）

対象者:大学・短期大学・高等専門学校に在学する障害学生への支援業務を担当する教職員およびそれに準ずる方
障害学生支援の組織運営に関わる教職員の方
大学院生等で、今後この業務を職業として希望している方

定 員: 120名（第1部は一般公開）

参加費: 無料

主 催：日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク（PEPNet-Japan）
同志社大学

共 催：大阪大学学生支援ステーション障害学生支援ユニット
大阪教育大学障がい学生修学支援ルーム
関西大学学事局授業支援グループ
関西学院大学総合支援センター
立命館大学障害学生支援室

後 援：公益財団法人 大学コンソーシアム京都

その他：（情報保障）すべてのプログラムに、手話通訳およびパソコン文字通訳がつきます。
（託児）会場隣に託児室（保育者付）を用意します。（事前申込制）

申し込み：

別紙の参加申込書に必要事項をご記入の上、12月17日（月）（必着）までに、郵送、FAX、
E-mail のいずれかの方法で下記宛にお申込下さい。

第2部のグループ編成の都合上、申込締め切りを早めに設定しています。何卒ご了承下さい。

第1部（一般公開）のみご参加の方は、事前申込は不要です。

〒305-8520 茨城県つくば市天久保4-3-15

筑波技術大学 障害者高等教育研究支援センター PEPNet-Japan事務局（担当：白澤麻弓）

電話・FAX：029-858-9438 E-mail：request@pepnet-j.org

プログラム

≪第1部≫ 10:00～12:00 (一般公開)

開会挨拶

基調講演

「障害学生支援に関する文部科学省の政策動向について」

講師：田畑潤司氏 (文部科学省高等教育局学生・留学生課 厚生係・就職指導係 係長)

「これからの障害学生支援のあり方ー合理的配慮の考え方に基づいてー」

講師：高橋知音氏 (信州大学教育学部 教授)

≪第2部≫13:00～17:00 (3コースから1つ選択して参加)

■入門コース (障害学生の4年間)

聴覚障害学生と支援担当者のそれぞれの立場から、聴覚障害学生が入学から卒業までにたどる大学生活及びその支援について語るパネルディスカッションを行う。4年間の障害学生支援を迫体験することで、各局面での支援の在り方やポイントを学ぶ。

司会

太田 晴康氏 (静岡福祉大学 社会福祉学部長 教授)

話題提供者

藤原 隆宏氏 (関西大学学事局授業支援グループ 修学支援コーディネーター)

松原 崇氏 (大阪大学学生支援ステーション障害学生支援ユニット 助教)

聴覚障害学生 (学部生・大学院生)

■実践 I コース (事例検討)

前半は、講義を通し「聴覚障害とは何か」について理解するとともに、それを他者に伝えるための方法を学ぶ。後半は講義の内容を踏まえつつ、「①対応に苦慮した事例」「②学内連携が特に必要となった事例」についてグループに分かれディスカッションを行い、多様な解決策について学ぶ。

講師 (講義)

松岡克尚氏 (関西学院大学人間福祉学部 教授)

助言者 (事例検討)

松岡克尚氏 (関西学院大学人間福祉学部 教授)

井坂行男氏 (大阪教育大学教育学部 教授)

中村 健氏 (プール学院大学学生支援センター長 教授)

徳田真二氏 (関西学院大学総合支援センター 事務長)

■実践Ⅱコース（モデルプラン構築）

「コーディネーターに期待すること」「評価・合理的配慮・授業改善」「キャリア形成・就職活動支援」のテーマごとにグループに分かれ、基調講演の内容を踏まえて現状の課題を整理し、今後大学で取り組むためのモデルプランを作成する。

助言者

高橋知音氏（信州大学教育学部 教授）

近藤武夫氏（東京大学先端科学技術研究センター 講師）

ファシリテーター

真銅正宏氏（同志社大学学生支援センター所長 教授）

米山 裕氏（立命館大学障害学生支援室長 教授）

田鍋耕三氏（同志社大学障がい学生支援室 課長）

武藤千也氏（立命館大学障害学生支援室 課長）

土橋恵美子氏（同志社大学障がい学生支援室 コーディネータ）

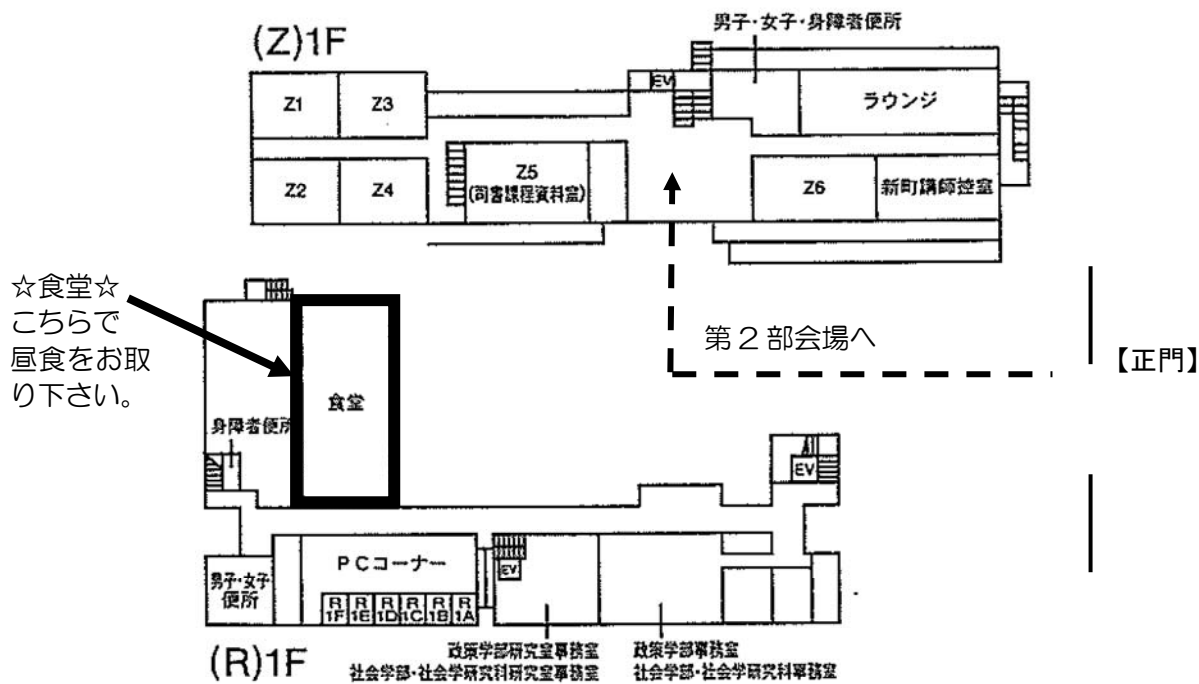
二宮絵美氏（立命館大学障害学生支援室 職員）

≪第3部≫17：20～18：00

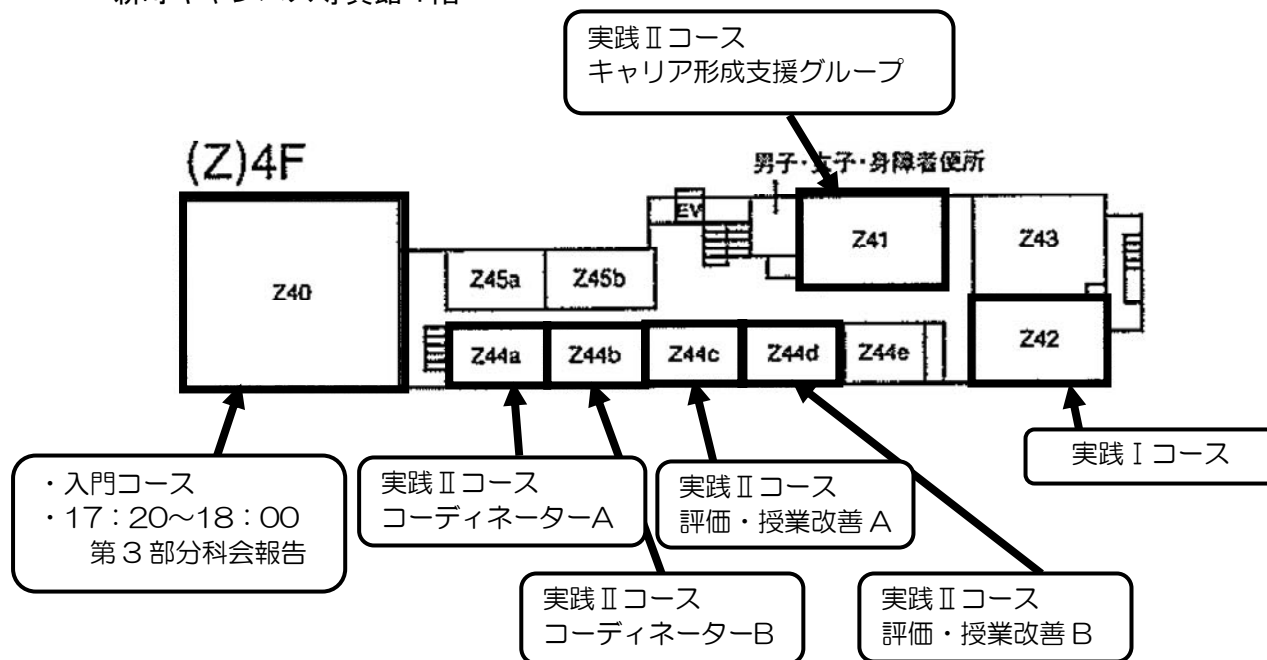
分科会報告

会場案内(第2部・第3部)

新町キャンパス尋真館・光臨館1階



新町キャンパス尋真館4階



注：上記の会場は、第2部開始時（13時）の会場です。コースによっては、プログラム開始後に会場移動やグループ分けをする場合がありますので、担当者の指示に従って下さい。



第 1 部

基調講演①「障害学生支援に関する文部科学省の政策動向について」

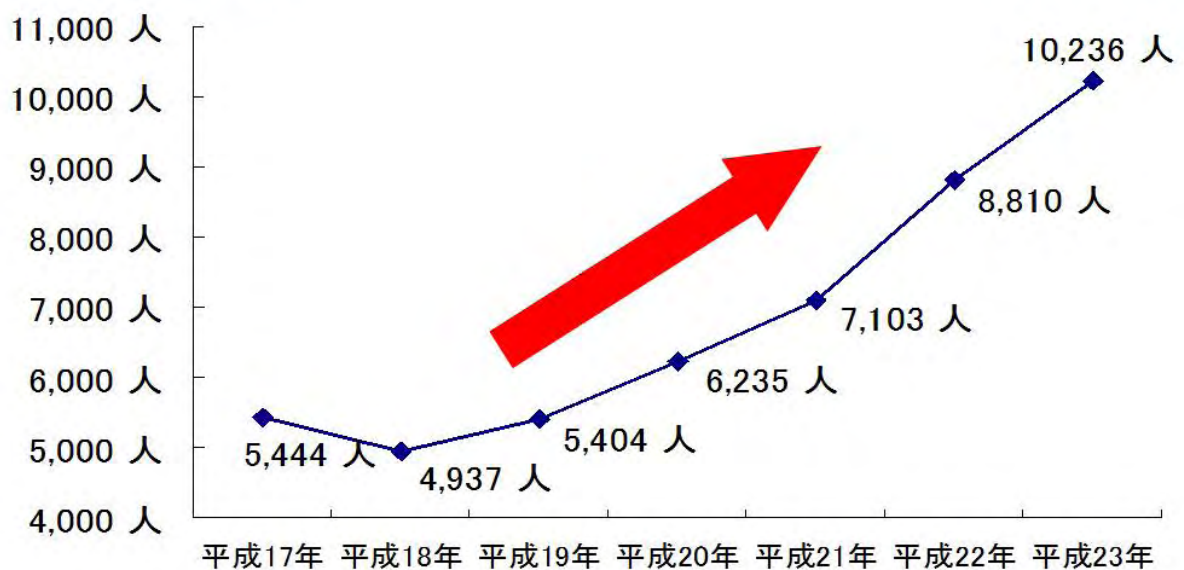
講師：文部科学省高等教育局学生留学生課 厚生係・就職指導係長 田畑潤司氏

高等教育段階における 障害のある学生の現状

1

障害学生の在籍者数(全体推移)

(各年5月1日現在)



※1 本調査における「障害学生」とは、「身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳」を有している学生又は「健康診断等において障害があることが明らかになった学生」をいう。

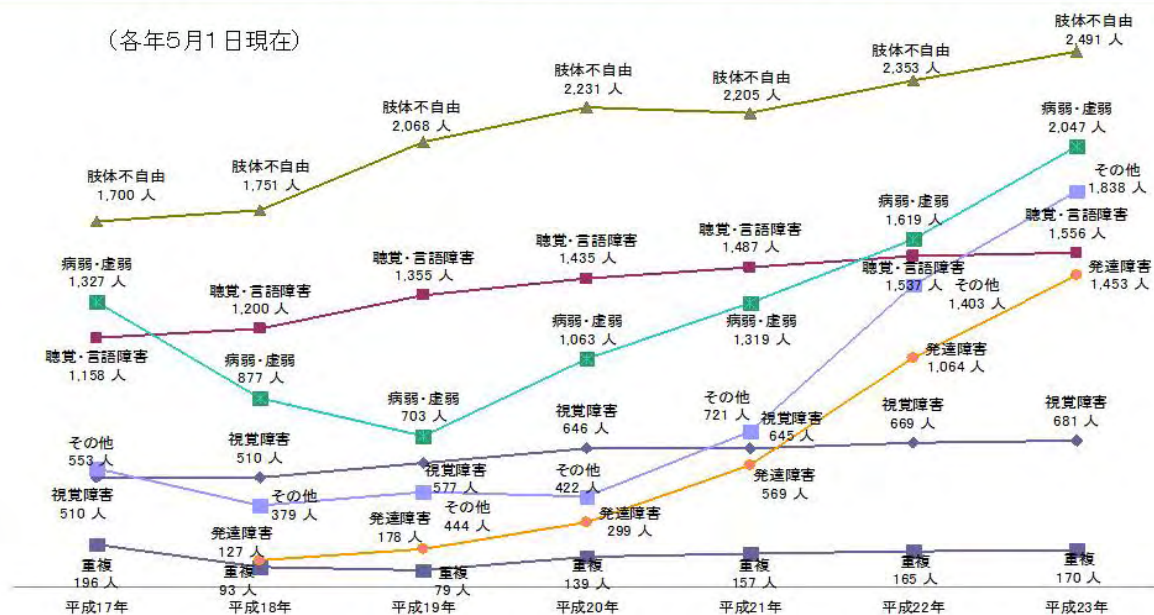
※2 グラフの数値には、「大学」「短期大学」「高等専門学校」における人数を含む。ただし、研究生、科目等履修生、聴講生及び別科生は含まない。

(出典：平成23年度大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査(日本学生支援機構))

2

障害学生の在籍者数(内訳推移)

(各年5月1日現在)



- ※1 本調査における「障害学生」とは、「身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳」を有している学生又は「健康診断等において障害があることが明らかになった学生」をいう。
 ※2 「病弱・虚弱」とは、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、肝臓等の機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、神経疾患、悪性新生物等、及び身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とするものを含む。
 ※3 知的障害、精神障害、精神疾患等は「その他」に含む。
 ※4 グラフの数値には、「大学」「短期大学」「高等専門学校」における人数を含む。ただし、研究生、科目等履修生、聴講生及び別科生は含まない。

(出典:平成23年度大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査(日本学生支援機構))

3

大学における障害学生の在籍者数(内訳)

大学

(平成23年5月1日現在)

区分	学生数	障害学生数	障害学生 在籍率(※2)	支援障害 学生数(※3)	支援障害学生 在籍率	障害学生 支援率(※4)
学部(通学)	2,563,927	7,502	0.29%	4,374	0.17%	58.3%
学部(通信)	179,982	1,300	0.72%	722	0.40%	55.5%
大学院(通学)	267,085	563	0.21%	319	0.12%	56.7%
大学院(通信)	3,603	37	1.03%	15	0.42%	40.5%
専攻科	2,034	2	0.10%	2	0.10%	100.0%
計	3,016,631	9,404	0.31%	5,432	0.18%	57.8%

※1 本調査における「障害学生」とは、「身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳」を有している学生又は「健康診断等において障害があることが明らかになった学生」をいう。

※2 障害学生在籍率:障害学生数÷学生数×100(%)

※3 「支援障害学生」とは、学校に支援の申し出があり、かつ、何らかの支援を行っている者

※4 障害学生支援率:支援障害学生数÷障害学生数×100(%)

(出典:平成23年度大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査(日本学生支援機構))

4

障害学生の在籍学校数

(平成23年5月1日現在)

学校種別	学校数	障害学生 在籍学校数	障害学生 在籍率 (※1)	支援障害学生 在籍学校数 (※2)	支援障害 学生 在籍率	障害学生 支援率 (※3)
大学	776	597	76.9%	506	65.2%	84.8%
短期大学	373	158	42.4%	99	26.5%	62.7%
高等専門学校	57	52	91.2%	44	77.2%	84.6%
計	1,206	807	66.9%	649	53.8%	80.4%

※1 障害学生在籍率: 障害学生
在籍学校数 ÷ 学校数 × 100 (%)

※2 「支援障害学生」とは、学校に支援の申し出があり、かつ、何らかの支援を行っている者

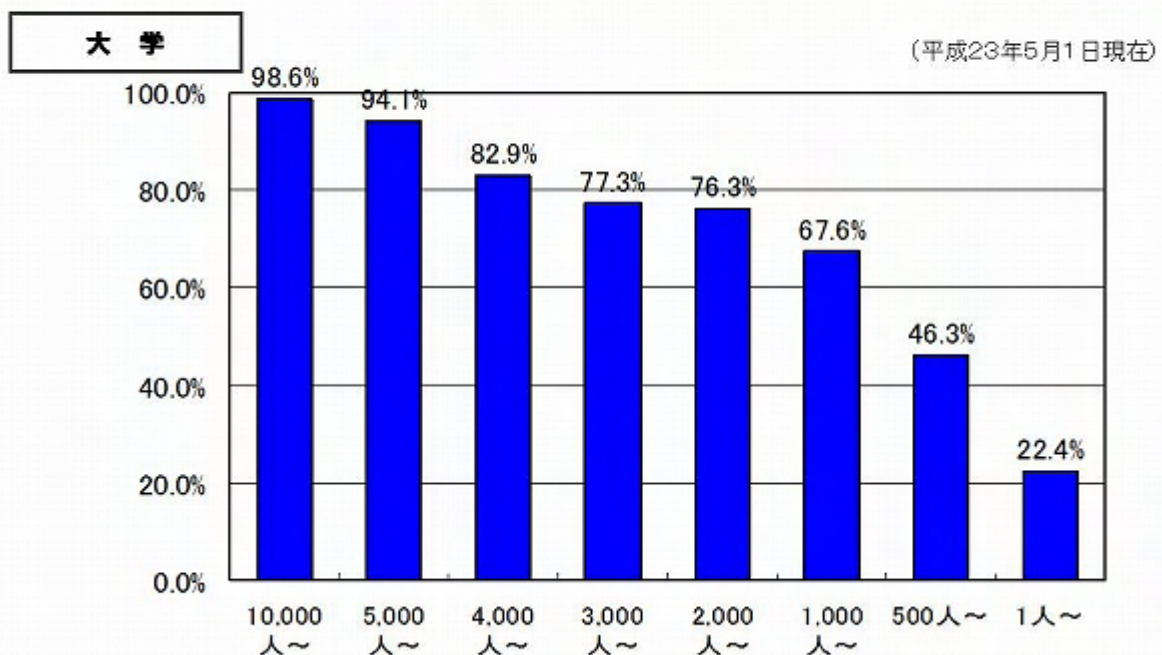
※3 障害学生支援率: 支援障害学生
在籍学校数 ÷ 障害学生
在籍学校数 × 100 (%)

(出典:平成23年度大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査(日本学生支援機構))

5

支援障害学生が在籍する大学の割合(規模別)

1人でも支援障害学生が在籍する大学の割合は、学生数の規模が小さくなるにつれて低くなっている状況。学生数が10,000人以上の大学は、98.6%とほぼ全大学が受入れている一方、499人以下の22.4%と、4分の1未満となっている。



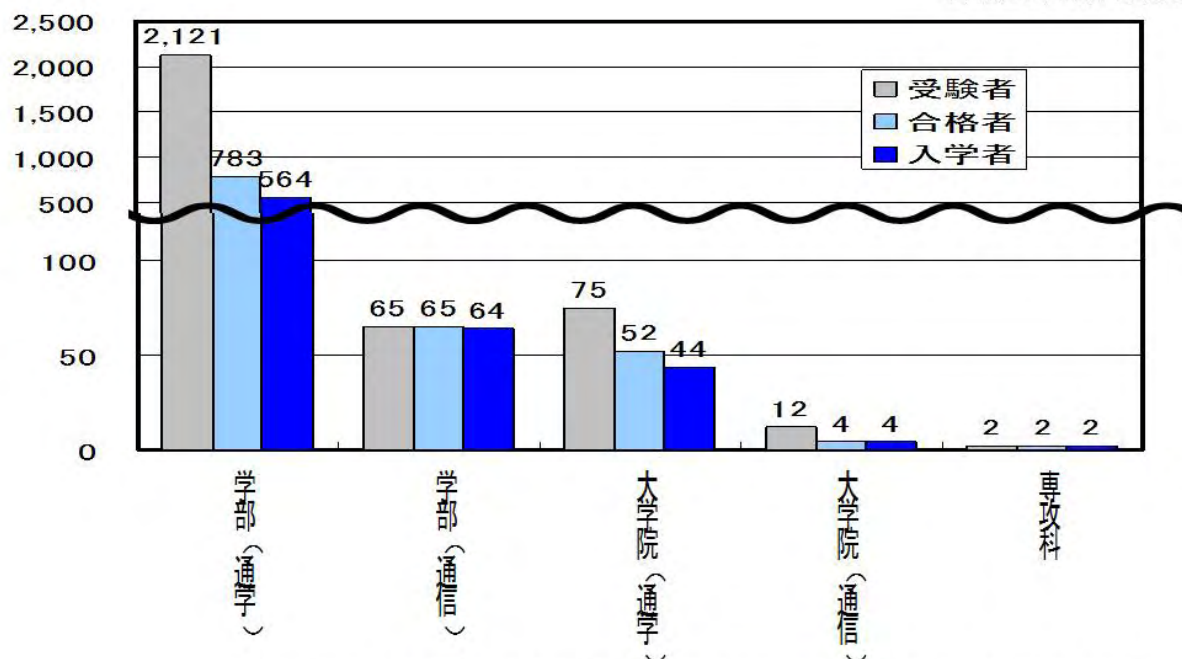
(出典:平成23年度大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査(日本学生支援機構))

6

受験時に特別措置を行った入学者数等

平成23年度入学者のための入試において、特別措置を行った受験者数は、全体で2,325人、そのうち合格者は947人、入学者は710人。

(平成23年5月1日現在)



(出典:平成23年度大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査(日本学生支援機構))

7

授業支援の状況(大学数)

(平成23年5月1日現在)

(なんらかの授業支援を行っていると回答した学校:490校中)

区分	視覚障害	聴覚・言語障害	肢体不自由	病弱・虚弱	重複	発達障害
点訳・墨訳	49	0	0	0	4	0
教材の拡大	86	4	15	0	9	0
教材のテキスト・データ化	58	12	7	0	8	2
読み上げソフト使用	44	3	0	0	7	0
ノートテイク	17	169	31	0	5	7
手話通訳	1	72	1	0	2	1
教室内座席配慮	71	125	192	28	23	50
実技・実習配慮	59	68	148	53	21	71
試験時間延長・別室受験	83	22	111	13	22	31
解答方法配慮	75	20	74	6	16	23

(出典:平成23年度大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査(日本学生支援機構))

8

障害学生修学支援担当部署

区分		国立	公立	私立	計	(単位:校)
大学	(1) 事務局	36	37	260	333	
	(2) 学生相談室	9	8	108	125	
	(3) 保健管理センター	22	7	83	112	
	(4) 障害学生支援室 (類似部署含む)	16	0	29	45	
	(5) 障害学生支援委員会 (類似部署含む)	8	1	38	47	
	(6) その他	30	17	130	177	
短期大学 (部)	(1) 事務局	-	7	123	130	
	(2) 学生相談室	-	2	67	69	
	(3) 保健管理センター	-	0	38	38	
	(4) 障害学生支援室 (類似部署含む)	-	0	7	7	
	(5) 障害学生支援委員会 (類似部署含む)	-	1	12	13	
	(6) その他	-	8	88	96	
高等専門学校	(1) 事務局	5	1	1	7	
	(2) 学生相談室	32	2	0	34	
	(3) 保健管理センター	9	0	0	9	
	(4) 障害学生支援室 (類似部署含む)	2	0	0	2	
	(5) 障害学生支援委員会 (類似部署含む)	8	0	0	8	
	(6) その他	17	1	1	19	
計	(1) 事務局	41	45	384	470	
	(2) 学生相談室	41	12	175	228	
	(3) 保健管理センター	31	7	121	159	
	(4) 障害学生支援室 (類似部署含む)	18	0	36	54	
	(5) 障害学生支援委員会 (類似部署含む)	16	2	50	68	
	(6) その他	47	26	219	292	

※複数回答あり

(出典:平成23年度障害のある学生の就業力の支援に関する調査(日本学生支援機構))

9

障害学生修学支援担当部署への専属教職員の配置

区分	国立		公立		私立		計		
	教員	職員	教員	職員	教員	職員	教員	職員	
大学		13	22	2	5	61	81	76	108
	正職員	-	3	-	2	-	46	-	51
	非常勤職員	-	14	-	3	-	28	-	45
	契約・派遣職員	-	2	-	2	-	23	-	27
	その他	-	4	-	0	-	13	-	17
短期大学 (部)		-	-	2	1	28	22	30	23
	正職員	-	-	-	0	-	11	-	11
	非常勤職員	-	-	-	1	-	10	-	11
	契約・派遣職員	-	-	-	0	-	2	-	2
	その他	-	-	-	0	-	2	-	2
高等専門学校		3	5	2	1	0	2	5	8
	正職員	-	0	-	1	-	1	-	2
	非常勤職員	-	4	-	1	-	0	-	5
	契約・派遣職員	-	1	-	0	-	0	-	1
	その他	-	0	-	0	-	1	-	1
計		16	27	6	7	89	105	111	139
	正職員	-	3	-	3	-	58	-	64
	非常勤職員	-	18	-	5	-	38	-	61
	契約・派遣職員	-	3	-	2	-	25	-	30
	その他	-	4	-	0	-	16	-	20

※複数回答あり

(出典:平成23年度障害のある学生の就業力の支援に関する調査(日本学生支援機構))

10

障害学生修学支援担当部署における専門スキルを持つ支援者

(単位:校)

区分	国立				公立				私立				計				
	1人以上	1人	2~4人	5人以上	1人以上	1人	2~4人	5人以上	1人以上	1人	2~4人	5人以上	1人以上	1人	2~4人	5人以上	
大学	手話通訳者	6	3	3	0	0	0	0	0	9	5	4	0	15	8	7	0
	点字通訳者	4	2	2	0	1	1	0	0	2	1	1	0	7	4	3	0
	その他	7	3	2	2	2	1	1	0	34	17	9	8	43	21	12	10
	いない	59				53				407				519			
短期大学部(部)	手話通訳者	-	-	-	-	0	0	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0
	点字通訳者	-	-	-	-	0	0	0	0	2	1	1	0	2	1	1	0
	その他	-	-	-	-	0	0	0	0	12	4	5	3	12	4	5	3
	いない	-				16				231				247			
高等専門学校	手話通訳者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	点字通訳者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	2	1	1	0
	いない	46				2				1				49			
計	手話通訳者	6	3	3	0	0	0	0	0	10	6	4	0	16	9	7	0
	点字通訳者	4	2	2	0	1	1	0	0	4	2	2	0	9	5	4	0
	その他	8	4	2	2	2	1	1	0	47	21	15	11	57	26	18	13
	いない	105				71				639				815			

※その他には、看護師、臨床心理士、カウンセラー、社会福祉士、精神科医、特別支援教育の経験を持ち教員等を含む

※複数回答あり

(出典:平成23年度障害のある学生の就業力の支援に関する調査(日本学生支援機構))

11

障害学生支援ネットワーク

【事業概要】

- 大学等における障害のある学生に対する支援環境の整備・充実を図るため、平成18年10月より「障害学生支援ネットワーク事業」を実施(事務局:日本学生支援機構)
- 障害学生に対する先進的な支援を行っている大学等を「拠点校」とし、全国の大学等の障害学生支援担当者からの相談に応じる等の支援を実施。
- 障害者施策の専門的な研究機関を「協力機関」として本事業をサポート。

(具体的事业)

- ・相談事業 : 各地域ブロックに位置する拠点校等が、大学等の教職員に対して障害学生の修学支援に関する相談を実施
- ・研修事業 : 支援を必要とする学生に対する研修事業などのプログラム開発を行うとともに、地域の大学等を含めた研修事業を実施。
- ・研究促進事業 : 単独の大学だけでは対応が困難な課題などについて、各機関が有機的に連携をしながら具体的な支援策の研究を促進できる環境づくりを行なうとともに、研究の成果を多くの大学等に提供。

【拠点校】9校

札幌学院大学、宮城教育大学、筑波大学、富山大学、日本福祉大学、同志社大学
関西学院大学、広島大学、福岡教育大学

【協力機関】

筑波技術大学、国立特別支援教育総合研究所、国立障害者リハビリテーションセンター

12

障害者を取りまく背景等

13

障害者基本法の改正について

- 平成22年12月、内閣に設置された「障がい者制度改革推進本部」の下の障害当事者（障害のある人及びその家族）を中心とする「障がい者制度改革推進会議」により、障害者基本法の改正内容に関する「障害者制度改革の推進のための第二次意見」のとりまとめ。
- これを踏まえ、政府は「障害者基本法の一部を改正する法律案」を閣議決定し、国会へと提出。衆議院で政府案の一部修正の上、両議院で可決、成立。（平成23年8月5日公布・施行）

総則関係

■目的規定の見直し（第1条関係）

- ・全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるべきものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する

■障害者の定義の見直し（第2条関係）

- ・身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁（障害がある者にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの）による継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの

■差別の禁止（第4条関係）

- ・何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない
- ・社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつその実施に伴う負担が過重でないときは、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない

基本的施策関係

■教育（第16条関係）

- ・年齢、能力に応じ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるよう、障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策
- ・障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに可能な限りその意向を尊重
- ・調査及び研究、人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設その他の環境の整備の促進

推進体制関係

※平成24年5月21日施行

■障害者政策委員会（第32条～35条関係）

- ・中央障害者施策推進協議会を改組し、「障害者政策委員会」を内閣府に設置（障害者、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者、学識経験者の中から総理が任命）
- ・障害者基本計画の策定に関する調査審議・意見具申、同計画の実施状況の監視・勧告 等

14

障害者の権利に関する条約について

平成18年12月の国連総会において採択され、我が国においては、平成19年9月に同条約に署名（賛同）はしているが、締結までにはいたっていない状況。なお、同条約は平成20年5月に発効されているところ。

第一条 目的

この条約は、すべての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。

障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な障害を有する者であって、様々な障壁との相互作用により他の者と平等に社会に完全かつ効果的に参加することを妨げられることのあるものを含む。

第二条 定義（抜粋）

「障害を理由とする差別」とは、障害を理由とするあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害を理由とする差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む。）を含む。

「合理的配慮」とは、障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

第五条 平等及び差別されないこと（抜粋）

締約国は、平等を促進し、及び差別を撤廃することを目的として、合理的配慮が提供されるためのすべての適当な措置をとる。

第二十四条 教育（抜粋）

- 1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、次のことを目的とするあらゆる段階における障害者を包容する教育制度及び生涯学習を確保する。
- 2 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。
 - (a)障害者が障害を理由として教育制度一般から排除されないこと（略）
 - (c)個人に必要とされる合理的配慮が提供されること。
- 3 締約国は、障害者が地域社会の構成員として教育に完全かつ平等に参加することを容易にするため、障害者が生活上での技能及び社会的な発達のための技能を習得することを可能とする。（略）
- 4 締約国は、1の権利の実現の確保を助長することを目的として、手話又は点字について能力を有する教員（障害のある教員を含む。）を雇用し、並びに教育の全ての段階に従事する専門家及び職員に対する研修を行うための適当な措置をとる。この研修には、障害についての意識の向上を組み入れ、また、適当な意思疎通の補助的及び代替的な形態、手段及び様式の使用並びに障害者を支援するための教育技法及び教材の使用を組み入れるものとする。
- 5 締約国は、障害者が、差別なしに、かつ、他の者と平等に高等教育一般、職業訓練、成人教育及び生涯学習の機会を与えられることを確保する。このため、締約国は、合理的配慮が障害者に提供されることを確保する。

15

障がいのある学生の修学支援に関する検討会

16

障がいのある学生の修学支援に関する検討会①

障害学生を取り巻く現状をふまえ、平成24年6月6日に設置。

趣旨

平成20年5月に障害者の権利に関する条約が発効され、これまで、我が国においては、障害者基本法の改正(平成23年8月公布・施行)等の制度整備を行ってきた。一方、各大学等においては、障害のある学生の在籍者数の急増に伴い、今まで以上に、受入れや修学支援体制の整備が急務となっている。
こうした状況を踏まえ、これまでの取組に加え、今後の高等教育段階における障害のある学生の修学支援の在り方について検討を行う。

検討事項

- ①高等教育段階における障害のある学生の修学支援の在り方(短期的取組課題、長期的課題の整理)
- ②その他の必要な事項

スケジュール

(日程)	(議事内容)
○第1回 6月 6日(水)	・全体説明
○第2回 6月27日(水)	・委員からの報告・合理的配慮について
○第3回 7月20日(金)	・今後取り組むべき課題について
○第4回 8月 8日(水)	・今後取り組むべき課題について
○第5回 8月22日(水)	・関係者からのヒアリング・合理的配慮について
○第6回 9月18日(火)	・合理的配慮について
○第7回10月16日(火)	・報告書(第1次まとめ)原案の検討
○第8回11月20日(火)	・報告書(第1次まとめ)案の検討
○第9回12月18日(火)	・報告書(第1次まとめ)の取りまとめ
○ 12月21日(金)	「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告(第一次まとめ)」公表

17

障がいのある学生の修学支援に関する検討会②

障がいのある学生の修学支援に関する検討会 構成員

	石川 准	静岡県立大学国際関係学部 教授
	巖淵 守	DO-IT Japan事務局長
	大島 友子	日本マイクロソフト株式会社技術統括室 マネージャー
	近藤 武夫	東京大学先端科学技術研究センター 講師
	白澤 麻弓	筑波技術大学障害者高等教育研究支援センター 准教授
	鈴木 慶太	株式会社Kaizen 代表取締役
	高橋 知音	信州大学教育学部 教授
◎	竹田 一則	筑波大学大学院人間総合科学研究科 教授
	殿岡 翼	全国障害学生支援センター 代表
	中野 泰志	慶應義塾大学経済学部 教授
	広瀬 洋子	放送大学学園 教授
	福永 博俊	長崎大学工学部電気電子工学科 教授
	松尾 秀樹	佐世保工業高等専門学校 教授
	吉永 崇史	富山大学学生支援センター 特命准教授
	渡辺 崇史	日本福祉大学健康科学部 准教授

※五十音順、◎は座長

18

大学等における合理的配慮の対象範囲

○「学生」の範囲

大学等に入学を希望する者及び在籍する学生
(科目等履修生・聴講生等、研究生、留学生及び交流校からの交流に基づいて学ぶ学生等も含む)

○「障害のある学生」の範囲

障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生

○学生の活動の範囲

授業、課外授業、学校行事への参加等、教育に関する全ての事項を対象

※教育とは直接に関与しない学生の活動や生活面への配慮は、一般的な合理的配慮として本検討の対象外とした。

19

合理的配慮の考え方

合理的配慮は、大学等が個々の学生の状態・特性等に応じて提供するものであり、多様かつ個別性が高いもの

→大学等において提供すべき合理的配慮の考え方を項目別に整理

主な記載内容

- ①機会の確保：障害を理由に修学を断念することがないように、修学機会を確保することが重要。また、教育の質を維持することが重要。
- ②情報公開：障害のある大学進学希望者や学内の障害のある学生に対し、大学等全体としての受入れ姿勢・方針を示すことが重要。
- ③決定過程：権利の主体が学生本人にあることを踏まえ、学生本人の要望に基づいた調整を行うことが重要。
- ④教育方法等：情報保障、コミュニケーション上の配慮、公平な試験、成績評価などにおける配慮の考え方を整理。
- ⑤支援体制：大学等全体として専門性のある支援体制の確保に努めることが重要。
- ⑥施設・設備：安全かつ円滑に学生生活を送れるよう、バリアフリー化に配慮。 など

20

関係機関が取り組むべき課題

短期的課題

- 各大学等における情報公開及び相談窓口の設置
 - ・各大学等は、受入れ姿勢・方針を明確に示し、広く情報を公開することが必要。
 - ・また、相談窓口の統一や支援担当部署の設置が必要。
- 拠点校及び大学間ネットワークの形成
 - ・国は、優れた取組を実施し、近隣地域の大学の支援体制向上に積極的に寄与する大学等を地域における拠点校として整備することが重要。

中・長期的課題

関係機関が取り組むべき中・長期的課題について、以下のとおり整理

- | | |
|------------|-------------------------|
| ①大学入試の改善 | ②高校及び特別支援学校と大学等との接続の円滑化 |
| ③通学上の困難の改善 | ④教材の確保 |
| ⑤通信教育の活用 | ⑥就職支援等 |
| ⑦専門的人材の養成 | ⑧調査研究、情報提供、研修等の充実 |
| ⑨財政支援 | |

21

今後の取扱い・課題

- 全ての学生や教職員への理解促進・意識啓発を行うことで、各大学等の受入れ体制の温度差をなくすことが重要であり、現時点における一つの指針として活用されるよう本報告を取りまとめ。
- 今後、各大学等の状況等を踏まえ、大学等における種々の事例・知見を蓄積しつつ、さらに具体的な検討を進めていくことが必要。
- また、本報告で整理した合理的配慮の考え方についても、他の分野における状況や支援技術の進展等に応じ、見直しを図ることが必要。
- その他、合理的配慮決定において合意されない場合の解決手段、通学等の課題については、引き続き検討。


22

基調講演②「これからの障害学生支援のあり方ー合理的配慮の考え方に基づいてー」

講師：信州大学教育学部 高橋知音氏

PEPNet-Japan 障害学生支援教職員研修会

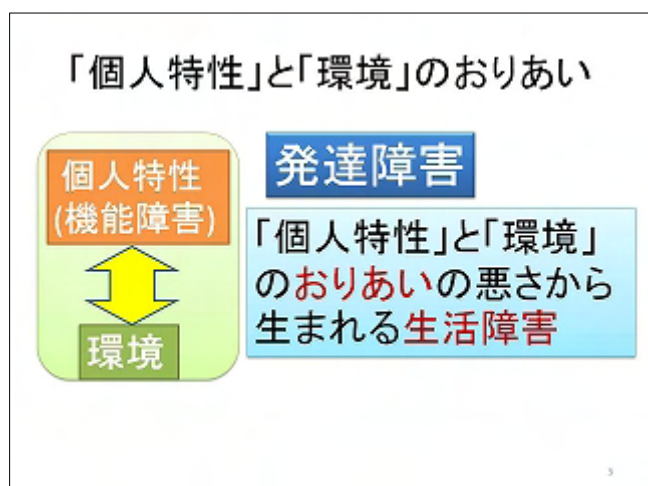
これからの障害学生支援のあり方
ー合理的配慮の考え方に基づいてー



信州大学 SHINSHU UNIVERSITY

高橋 知音

1. 発達障害学を中心に「合理的配慮」について考える
2. コーディネーターを中心とした支援事例
3. まとめ



- 「障がい」のとらえ方
- 身体や脳が、「多くの人」と同じようにうまく働かない状態になっている
 - 本人の努力や治療で短期間にその状態が変わらない
 - 補助の道具などを使っても、「多くの人」向けに作られたもの(道具、建築、制度など)をうまく使えない状態
- 機能障害
- 社会的障壁

大学に求められているのは、
社会的障壁を
最小化するための
合理的配慮

- 合理的配慮とは？
- 障害のある者が、他の者と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、大学等が必要かつ適当な変更・調整を行うこと
 - 大学等に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの
 - (検討会報告「一次まとめ」より)

合理的配慮

詳細な検査の結果、個人特性（認知機能）の弱さが、学業上の困難の原因として示されている

単位取得に必要な学習が成立していることが確認できる

実施者にとって過度の負担とならない

根拠はあるか？

基準は変えない

「合理的」と言えるか

合理的配慮

ADHDがあるからノートテイクの補助が必要なのではない

聴覚的記憶の弱さ
書字の困難
複数作業を同時にこなすことが困難

他の学生と同じようにノートを取ることは難しい

合理的配慮を受けるための条件

学生に対し**根拠資料**の提出を求め、
それに基づく配慮の決定を行う

（検討会報告「一次まとめ」より）

障害者手帳
診断書
心理検査の結果
学内外の専門家の所見
高等学校等の大学入学前の
支援状況に関する資料

専任コーディネーターを 中心とした支援事例

専任の学生支援コーディネーター

- 学生のニーズの把握
- アセスメントの実施
- 支援計画の作成
- 関係教職員、外部機関、保護者との連携
- 相談室でのカウンセリングはごく一部
- 学生向けワークショップの企画
- 教職員向け研修の企画
- 医療機関への勤務経験と学生相談の経験を持ち、コミュニケーション能力の高い臨床心理士

支援計画

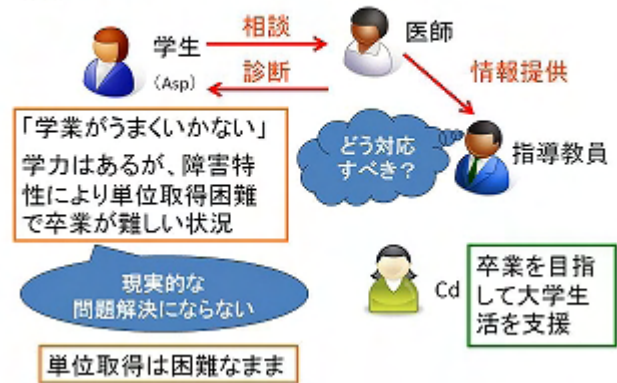
	目標	支援内容	支援提供者
修学面	①卒業に必要な単位を確認し、履修計画をたてる	①単位修得状況、学生便覧のチェック	①指導教員、学務職員
	②やることの優先順位がつけられる	②時間管理の方法を指導	②コーディネーター
	③必要な配慮を受けながら、課題を確実にこなす	③受講形態の工夫 評価方法への配慮	③授業担当教員＋コーディネーター
心理・社会面	①抑うつ状態を改善し、自己肯定感の低下を防ぐ	①薬物療法	①主治医
	②こだわりへの対処法を工夫	②面接	②コーディネーター

支援計画

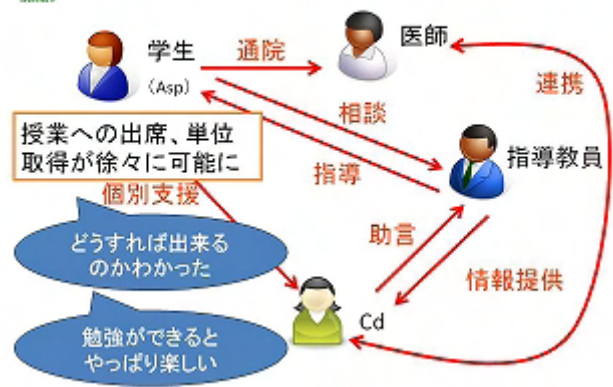
	目標	支援内容	支援提供者
生活面	自己管理スキルを向上させ、より効率的に生活できるようになる	①整理整頓の補助 ②時間管理の方法を指導	②保護者 ②コーディネーター
進路・就労面	能力の特性を生かした進路選択をする	①自分の能力特性を理解 ②就業体験 ③就職支援	①コーディネーター ②障害者総合支援センター ③ハローワーク



関係教職員の連絡調整

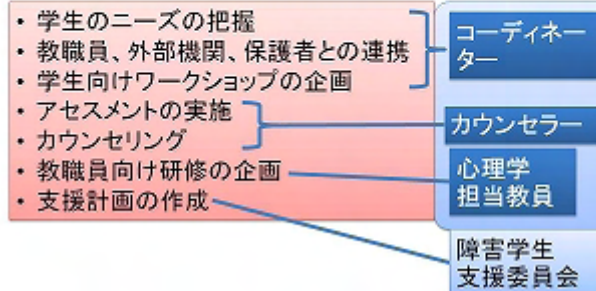


関係教職員の連絡調整



コーディネーターの専門性

支援者間の連携ができていれば、一人ですべての専門スキルを持っていなくてもよい



まとめ

- 支援の基本は**個人特性(機能障害)を根拠とした合理的配慮**
- 支援が多岐にわたるため、支援全体をマネジメントする**コーディネーターが必要**
- 合理的配慮の**決定は専門家チームで行うことが望ましい**
 - チームの組織的責任者は大学内の管理運営的立場にある者が望ましい
 - 合理的配慮の決定に関し、慎重な判断が必要となるケースが増加することが予想される



第 2 部

入門コース「障害学生の4年間」

◆パネルディスカッション

司会

太田 晴康氏（静岡福祉大学 社会福祉学部長 教授）

話題提供者

藤原 隆宏氏（関西大学学事局授業支援グループ 修学支援コーディネーター）

松原 崇氏（大阪大学学生支援ステーション障害学生支援ユニット 助教）

岡本 祥吾氏（大阪大学大学院博士前期課程 2年生）

武田 晃氏（関西大学商学部 4年生）

大槇 未央氏（関西大学経済学部 4年生）

◆目的

聴覚障害学生と支援担当者それぞれの立場から、聴覚障害学生が入学から卒業までにたどる大学生活及びその支援について語るパネルディスカッションを通し、4年間の障害学生支援を体験することで、各局面での支援の在り方やポイントを学ぶ。また、ディスカッションを受けてグループワークを行い、各自が学びとった内容を共有するとともに各大学での支援方法についての情報共有を行う。

◆スケジュール

13:00 主旨説明

13:10 パネルディスカッション

15:10 休憩

15:30 グループワーク

16:30 まとめ

「障害学生の4年間」ワークシート

1. 個人ワーク

パネルディスカッションを聞きながら、下記の表に4年間の聴覚障害学生支援のなかで意識しておくべきだと感じた時期やタイミングと、その際の支援のポイントを自由に記入して下さい。

時期やタイミング	ポイント

2. グループワーク

グループで個人ワークの結果を順に紹介し合ってください（約 20 分）。その後、メンバー各自の自校での経験も取り入れながら、改めてグループとして下記の表を完成させてください（約 40 分）。その際、余裕があれば、聴覚障害以外の障害のある学生についても議論を拡げて下さい。

なお、全体発表の際、本コースのパネルディスカッションとグループワークを通じて最も重要だと思われたことを代表者に 3 分以内で自由に発表していただきます。

時期やタイミング	ポイント

・最も重要だと思った点

==MEMO==

実践 I コース「事例検討」

◆講義

講師 松岡克尚氏（関西学院大学人間福祉学部 教授）

◆事例検討

助言者

「対応に苦慮した事例」

松岡克尚氏

井坂行男氏（大阪教育大学教育学部 教授）

「他部署との連携が必要となった事例」

中村 健氏（プール学院大学学生支援センター長 教授）

徳田真二氏（関西学院大学総合支援センター 事務長）

◆目的

前半の講義では「聴覚障害とは何か」について理解すると共に、難聴者の文化的な側面について学ぶ。後半は講義の内容を踏まえつつ、「①対応に苦慮した事例」「②他部署との連携が特に必要となった事例」についてグループに分かれ事例検討を行う。

「対応に苦慮した事例」では、聴覚障害によることが背景にあり、対人関係（支援者・友人・教員）や修学関係のトラブルが生じた事例について検討し、トラブル対応の解決策などについて理解する。「他部署との連携が特に必要となった事例」では、教員を含む学内の他部署への働きかけや連携体制が必要な事例について検討し、学内マネジメントの実践を学ぶ。各グループにおいてディスカッションを通して多様な解決策を協議する。

◆スケジュール

13:00 オリエンテーション・講師紹介

13:10 講義「聴覚障害者の心理特性」

14:30 休憩

14:45 事例検討（2グループに分かれて）

①対応に苦慮した事例

・支援学生に関わる事例

・支援を要する学生に関わる課題

②他部署との連携が必要になった事例


・学内の連携事例

・学外の連携事例

16:25 休憩

16:30 全体会 各グループ報告

2012年度 日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク 地域ネットワーク形成事業
障害学生支援教職員研修会「実践コースⅠ」
聴覚障害学生の心理・社会文化特性
—コミュニケーション支援者に求められる姿勢—



2013年2月22日
 関西学院大学 松岡克尚

「障害」という表記について

- 様々な表記方法
 「障がい」、「しょうがい」、「障碍」、「ハンディキャップ」など
- この研修会での表記
 「障害」を、社会的・環境的・制度的・認識的な障壁(バリア)として把握し、その解消が支援者に欠かせないとの立場

2012年度 日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク
 地域ネットワーク形成事業 障害学生支援教職員研修会「実践コースⅠ」

基礎知識編

そもそも「障害」とは何か？

- 様々な考え方(障害モデル)がある
 「障害」と呼ばれているものは決して、自明のものではないことを示している。

できないこと	アシストする主な機具	障害？
聞こえない	補聴器	
歩けない	車椅子・杖など	
見えない	メガネ・コンタクト	

→ 「障害」の社会構築性

代表的な障害モデル

- 宗教モデル
- 医学モデル(例:国際障害分類:ICIDH)
- 社会モデル
- 折衷モデル(例:国際生活機能分類:ICF)
- 文化モデル
- など

医学モデルの例 国際障害分類(ICIDH)

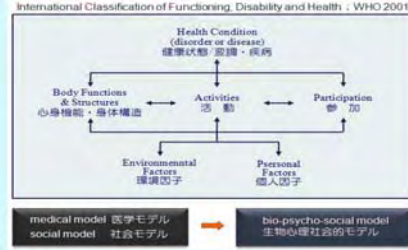
Disease 疾患	Impairment 機能・形態障害	Disability 能力障害	handicap 社会的不利
#脳障害 #糖尿病 .	#急性異常 #関節拘縮 #感覚障害 #言語障害 .	#基本動作障害 #歩行障害 #ADL障害 .	#介護困難 #経済的問題 #家庭の問題 #役割の喪失 .

社会モデル

- インペアメント(心身構造・機能＝聴こえないこと)とディスアビリティ(社会的なバリア＝周囲の無理解、配慮無)の2本立て
- 私たちの社会は、いわゆる健全者(聴者)のみを想定して、様々な仕組みを構築している＝聴こえないことの配慮が不足
- 聴覚障害者の抱える困難を、インペアメント故ではなく、社会が構築した障壁(ディスアビリティ)にその原因があると見なす
「講演・講義が聞こえない」×
「講演・講義で聞こえない人への配慮がない」○

折衷モデル

(国際生活機能分類:ICF)



障害の捉え方の変化

日本の障害者基本法(1995制定、2011最新改正)

- 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
 - 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 社会モデルの部分的採用、折衷モデル化
→ 社会障壁の軽減、解消の取り組み = 合理的配慮

合理的配慮

reasonable recommendation

- 障害者権利条約(2006年制定)

「障害を理由とする差別」とは、障害を理由とするあらゆる区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害を理由とする差別には、あらゆる形態の差別(合理的配慮の否定を含む。)を含む。

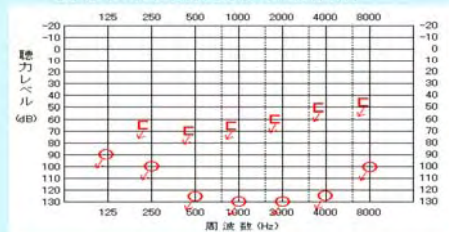
「合理的配慮」とは、障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であつて、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

2012年度 日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク
地域ネットワーク形成事業 障害学生支援教職員研修会「実践コースⅠ」

聞こえないという インペアメント

オーディオグラム

- 縦: dB (デシベル) 音の大きさ
- 横: Hz (ヘルツ: 周波数) 音の高低 ○は右耳の気導聴力、×は左耳の気導聴力、
[は右耳の骨導聴力、]は左耳の骨導聴力



オーディオメータ



リオン株式会社ホームページより
<http://www.rion.co.jp/asp/product/me/ProB.asp?pos=B11>

聴覚インペアメントの主な種類(1) —聞こえの程度—

- 難聴 聞こえる人(健聴者)と比べ、聴力が30db以上低下している
- ろう 100dB以上の音が聞こえない状態
 ※医学的な「ろう」と文化言語的な「ろう」
- 両耳平均70db以上であれば、身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳の交付対象

デシベルと聞こえの程度

<http://www20.big.or.jp/~mt/kikoo/nancho.htm> より引用

- 正常 30db未満 普通の会話は不自由を感じない。声が小さいときとれないことがある。
- 軽度難聴 30～40db 普通の会話には不自由しない、ささやき声や小さな話声が聞き取りにくい。
- 40～50dB 会議の場ではききとりが少し困難となる、一対一の会話には不自由しないが、聞き違えが多くなる。
- 中等度難聴 50～70db 会議の場での聞き取りが困難になる。1mくらい離れた大きな声はわかる。
- 高度難聴 70～80db 40cm以上離れたと会話がわからない。
- 80～90db 耳介に接しなければ会話が理解できない。
- 社会的ろう 90～100db 耳介に接しなければ大きな声を理解し得ない。
- 全ろう 100db以上 まったくわからない

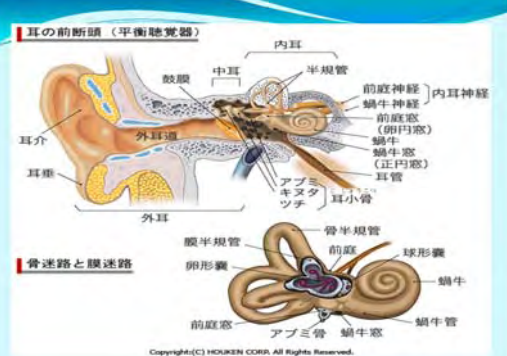
身体障害者障害程度等級(聴覚)

- 1級 なし
- 2級 両耳の聴力レベルがそれぞれ100db以上のもの(両耳全ろう)
- 3級 両耳の聴力レベルが90db以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)
- 4級 1 両耳の聴力レベルが80db以上のもの(耳介に接しなければ話声を理解し得ないもの)
 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの
- 5級 なし
- 6級 1 両耳の聴力レベルが70db以上のもの(40センチメートル以上の距離で発声された会話が理解し得ないもの)
 2 一側耳の聴力レベルが90db以上、他側耳の聴力レベルが50db以上のもの

聴覚インペアメントの主な種類(2) —聞こえない理由、損傷の場所—

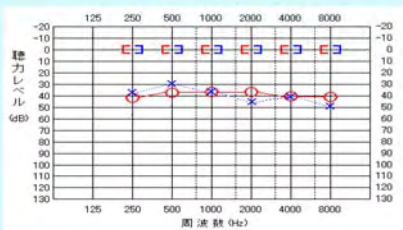
- 伝音性難聴: 外耳～中耳に傷害があり、感覚細胞への音の伝達が不十分な状態。
- 感音性難聴: 内耳の感覚細胞、聴神経、さらに中枢聴覚路に起因する。音を感じ取るのが不十分な状態。

その他に、混合性難聴、心因性難聴、老人性難聴などの区分がある。先天性難聴、中途失聴とは、聴力を喪失、ないし難聴になった時期による区分である。



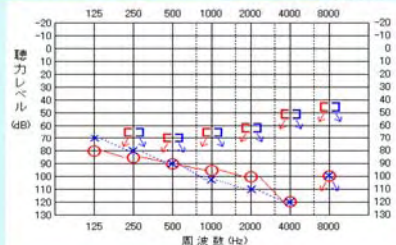
難聴の種類とオーディオグラム(1)

<http://www20.big.or.jp/~ent/96koe/otdiogram.htm> より引用



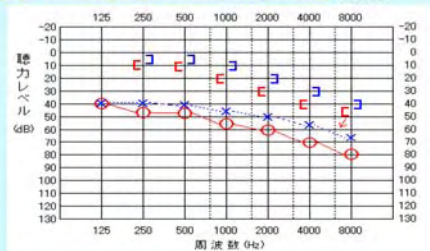
難聴の種類とオーディオグラム(2)

<http://www20.big.or.jp/~ent/96koe/otdiogram.htm> より引用



難聴の種類とオーディオグラム(3)

<http://www20.big.or.jp/~ent/96koe/otdiogram.htm> より引用



補聴器の主な種類



ポケット型
箱型



メガネ型



耳掛け型
BTE
(Behind
The Ear)



耳穴(カナル)型
ITE (In The
Ear)

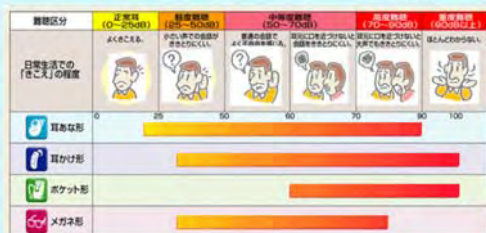


完全外耳
道挿入型

※アナログかデジタルか、という
違い、もある。

補聴器の性能と聞こえ

<http://www.fda.go.jp/minisetsu/mi.html> より引用



難聴における聴力の個別差

- 聞こえの程度の個人差は相当に大きい
- 伝音性、感音性か、いつからか?の違い
- 聞こえにくい周波数の違い
- 特定の音に対する聞こえにくさ
- 使用している補聴器の違いによる聞こえの差
- カクテルパーティ効果は見られないことが多い
- リクルートメント現象
ある一定の音量を超えた音が健常耳に比べより強く響いたり、刺激を感じる、等々

聞こえないということは(中間まとめ)

- 「聞こえない」ということは多様であって個人差が大きく、十把一絡げにはできない
- 補聴器自体が「聞こえ」そのものに一体化し、聞こえの質を決めている。補聴器にも限界があり、それがあれば配慮は不要、とはいいきれない

2012年度 日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク
地域ネットワーク形成事業 障害学生支援教職員研修会「実践コースⅠ」

インペアメント体験・ディスアビリティ体験と心理・社会文化特性

インペアメント体験と ディスアビリティ体験

- インペアメント体験
 - インペアメント(耳が聞こえないこと)に基づく体験
 - 音のない、あるいは音の乏しい世界での日常(→通常は自覚し難い)生きていく上での「心理的構え」
 - その人の生活習慣、ルール、世界観の基礎
 - 「インペアメント文化」の根底、独自のアイデンティティ涵養
- 聞こえる程度や質による個人差は大きいし、生まれつき(先天性)、中途失聴(後天性・年齢)か、による影響(体験も様々、IDにも影響)
- ディスアビリティ体験
 - 置かれてきた(いる)環境によって個人差がある
 - ディスアビリティ体験がインペアメント体験を引き起こすこともある
 - インペアメント体験と重なり、生きていく上での「心理的構え」
 - 生活習慣、ルール、対人関係、対社会関係、世界観の形成などにも影響 → オルタナティブ文化としての「インペアメント文化」

聴覚障害者の心理特性は どう考えられてきたか(1)

- 「知的能力が劣る」
アリストテレス以来、知的能力は低いと見なされてきた。
⇒知能テスト低スコアは、説明や指示の仕方や言語的に負荷の大きい課題であることが要因ではないか?
言語環境などによる遅延(delay)であって、遅滞(retardation)ではなく、発達の有意差は認められていない。
- 「パーソナリティに偏りがある」
落着きがない、猜疑的、被害的、妄想的な傾向が指摘されてきた。
⇒相互のコミュニケーションがうまくとれてないこと、周囲の理解不足という環境上の問題の結果。
⇒「聴者は難聴者やろう者をいつも下に見ている」という被害意識。
⇒聴者との間で建設的・肯定的・信頼関係が築けていなかった。

聴覚障害者の心理特性は どう考えられてきたか(2)

- 「社会性が劣る」
 - ①ストレス耐性が低く、適応障害になりやすいとされてきた。
⇒母親の過干渉、周囲の頭ごなしの決定により、自分で決める力が育てられてこなかった。
 - ②無気力、諦念が強い、自閉的と思われてきた。
⇒いってもわかってもらえない、周囲のダブルバインド的対応への諦め。
 - ③「何を考えているかわからない」と見なされてきた。
⇒聞こえないことの周囲の無理解ゆえ。そこに、自己主張を控える傾向が拍車をかけていた。
 - ④すぐ爆発する、切れる人とレッテルを貼られてきた。
⇒普段より上記の不満を蓄えて限界を超えると「爆発」。

聴覚障害者の一般的アイデンティティ

- ろう者
日本語を基盤に、オルタナティブ文化としての「ろう文化」に帰属意識を持つ場合も少なくない。
- 難聴者(幼少時より)
軽度障害者特有の引き裂かれたアイデンティティを持ちやすい。「障害者でもないし、障害者でもある」
一方で、「難聴文化」的な部分的な自覚もある。
- 中途失聴者
難聴者と同様に、アイデンティティが引き裂かれやすい。文化的にも、「聴者文化」への帰属を強く持ち続ける傾向。

コミュニケーション支援者に求められる基本姿勢(1)

- インベアメント体験とディスアビリティ体験ゆえの心理的構え
⇒ 聴覚障害者の「生きる上での戦略」という側面の理解
- その上で、一人ひとりの在り方の「必然性」を受け止めていく姿勢
- 利用者にとっては、支援者は「身体の拡張」の意味
→ インベアメント体験、ディスアビリティ体験の共有化
- 異文化間交流の仲介役としてのポジション
「拡張した身体」ゆえに、インベアメント体験・ディスアビリティ体験を触れる機会が大きい。
聞こえる側は聞こえない側の文化 (ろう文化、難聴者文化)
聞こえない側は聞こえる側の文化 (聴者文化)
同時に、アイデンティティ危機への配慮も必要になる

コミュニケーション支援者に求められる基本姿勢(2)

- アイデンティティの揺れにつきあう度量
アイデンティティ形成への干渉は避ける
- 地域社会(一般社会)への伝搬の担い手
権利保障、インベアメント文化について
- コミュニケーション支援は合理的配慮の一環＝権利保障
- ただし、「拡張した身体」だからといって、何でもできるわけではないことの認識
- 「救世主」コンプレックス(過干渉、完璧主義)への自覚

コミュニケーション支援者に求められる基本姿勢(3)

- 第三の「ゲシュタルト」形成
聞こえない側、一般社会(聴者)の「ゲシュタルト」の双方を知るものとして、中間的な「ゲシュタルト」構築
- 聞こえる側に対して、聞こえない者の「ゲシュタルト」の伝搬
- 聞こえない側に対しては、聞こえる側・一般社会(聴者社会)への橋渡し
- ただし、聞こえない側の「ゲシュタルト」の主体は、あくまでも聴覚障害者であることの自覚

取りあえずの結論

- 「聞こえる方」、「聞こえない方」は様々で、状況(環境)によっても異なってくる。補聴器をしていても「大丈夫」ではない
「聞こえない」ということで一括しての扱いは出来ない
- 聞こえないことによるルール、世界観(ろう文化など)を重視する人もいる → 相互尊重と、それが視点相違の源であることの気づき
- 要約筆記は、ディスアビリティ(体験)の軽減に欠かせない「合理的配慮」の一種であり、権利擁護の一環 = 支援者はその担い手
- 支援者は「拡張した身体」であっても、何でもできるわけではない = 救世主コンプレックスへの自覚
- インベアメント体験、ディスアビリティ体験に「元の身体」と「拡張した身体」の側が触れあう意味がある = 「インベアメント文化(ろう文化)」、「健常者文化(聴者文化)」と両者の関係への気づき
→ 異文化間交流、広義の福祉教育
中間的な「ゲシュタルト」の形成と継承の努力

ご清聴ありがとうございました。



==MEMO==

実践Ⅱコース「支援プラン構築」

◆グループワーク

【コーディネーターに期待すること】

ファシリテーター

土橋恵美子氏（同志社大学障がい学生支援室 コーディネーター）

二宮絵美氏（立命館大学障害学生支援室 職員）

【評価・合理的配慮・授業改善】

助言者 高橋知音氏（信州大学教育学部 教授）

ファシリテーター

真銅正宏氏（同志社大学学生支援センター所長 教授）

米山 裕氏（立命館大学障害学生支援室長 教授）

【キャリア形成・就職活動支援】

助言者 近藤武夫氏（東京大学先端科学技術研究センター 講師）

ファシリテーター

田鍋耕三氏（同志社大学障がい学生支援室 課長）

武藤千也氏（立命館大学障害学生支援室 課長）

オブザーバー

飯塚 慎司氏（日本IBM株式会社東京基礎研究所 アクセシビリティ・センター）

永島 朋子氏（KDDI株式会社 人事部ダイバーシティ推進室 室長）

◆目的

基調講演の内容を踏まえて現状の課題を整理し、3つのテーマに分かれて、それぞれ今後大学で取り組むためのモデルプランを作成する。プラン作成にあたっては、架空の大学を想定し、参加者間でのディスカッションを通してあるべき支援や体制の在り方を1つのプランにまとめる。

「コーディネーターに期待すること」では、大学等高等教育機関における障がい学生支援コーディネーターについて、期待される人材プランを策定する。具体的には、コーディネーター業務について、障害別に必要となる技術やコミュニケーションスキルをどこまで期待するか、モデル案を提示する。

「評価・合理的配慮・授業改善」では、合理的配慮に基づき、「入試の配慮」「授業の配慮」「試験の配慮（代替措置含む）」「成績評価」等について、具体例と合わせたモデル案を提示する。

「キャリア形成・就職活動支援」では、障害種別の異なる学生の具体的なキャリア形成、及び就職活動支援のモデル案を提示する。

◆スケジュール

【コーディネーターに期待すること】

- 13：00～13：30（30分） 合理的配慮（午前中の講義）の振返り、グループワークの流れを説明
13：30～14：40（70分） グループワーク
14：40～15：20（40分） 論点（中項目、小項目）の洗い出し
15：20～15：30（10分） 休憩
15：30～16：00（30分） モデル案の策定（表の完成）

* ロールプレイ

【ねらい】合意形成を図っていくプロセスを体験し、合理的な配慮とは何かを考えてもらう

【設定】①障害学生（筋ジス…大学での受入は初、新入生）②親もしくは高校の担任

③入学予定学部事務室の担当職員 ④入学予定学部の教員

⑤障害学生支援室コーディネーター ⑥障害学生支援室の課長

* 障害学生の困りごと

発話できるが痰の吸引が必要、休憩できる部屋が必要、トイレ介助が必要、食事介助が必要、実験実習が不安、今は文字を少しは書けるが、主治医から半年後には書けなくなるかもしれないと言われている 等

【評価・合理的配慮・授業改善】

- 13：00～13：20（20分） 合理的配慮（午前中の講義）の振返り
※Bチームは、高橋先生に適宜助言をいただく
13：20～13：40（20分） どのような困りごとをもつ学生を対象にするかしぼりこむ
※Aチームは、視覚障害を中心に進める
13：40～14：40（60分） グループワーク
14：30～14：40（10分） 休憩
14：40～16：00（80分） 論点整理、モデル（案）の策定

【キャリア形成・就職活動支援】

- 13：00～13：20（20分） 近藤先生からの問題提起
13：20～13：40（20分） KDDI と IBM からの問題提起
13：40～13：50（10分） 移動
13：50～14：00（10分） <グループワーク>グループの目標（ゴール）
14：00～14：30（30分） （A）自己紹介 （B）最初のワーク
14：30～14：40（10分） 休憩
14：40～16：00（80分） 論点整理、モデル（案）の策定

*聴覚障害、発達障害、その他→障害種別ではなく困難のサポート→キャリア形成・就職活動

■3 グループ合流後

- 16：00～16：50（50分） 3グループ（6チーム）発表 発表者6人

合理的配慮に基づく日本の大学(教育) モデル案

	大項目	中項目(支援項目)	小項目(具体的アクション)
must	<共通>(15p) ・障害を理由に修学を断念することがないよう、修学機会を確保する ・高い教養と専門的能力を増えるよう、教育の質を維持する ・入学者選抜、公平に判定するための機会の提供		
should			
want			

【想定大学】 規模 15,000人 学部 文学部/社会学部/法学部/経済学部/理学部/医学部 有 身体障害(聴覚/視覚/肢体/内部) → 障害 発達障害
--

- 1) コーディネーターに期待すること
- 障害及び社会的障壁により断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生を対象
 - (2) 中・長期課題の専門的人材の養成(14p)
 - ・障害に対する専門的知識や技術を有する専門的人材の配置
 - ・障害のある学生の教育的ニーズ把握とそれに応じた支援を行う人材養成
 - (5) 支援体制(9p)
 - ・専門性のある支援体制の整備(学長のリーダーシップ、学内の役割分担の明確化)
 - ・担当部署の設置及び適切な人的配置(専門性のある教職員、コーディネーター、手話通訳等専門技術を有する支援者等)
 - ・外部資源の活用(自治体、NPO、他大学等)
 - ・学生、教職員の理解啓発を図るための配置
 - (6) 施設・設備(10p)
 - ・障害の状態・特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮
 - (4) 教育方法等(8p)
 - ・情報保障(必要かつ適切な代替手段等を用いて情報を伝えること。板書、視覚教材の活用、手話通訳、ノートテイク、パソコン通訳等)
 - ・コミュニケーション上の配慮
 - ・教材の配慮(自宅等での教材利用)
 - ・学修空白への配慮(治療等一補講)
 - ・学外における実習やインターンシップにおける配慮(受け入れ先の機関との密接な情報交換)
 - ・公平な試験の配慮(試験時間の延長、別室受験、支援技術の利用等)
 - ・公平な成績評価(障害の状態・特性等一試験の代わりにレポート提出)
 - ・心理面・健康面の配慮
 - (6) 施設・設備(10p)
 - (2) 中・長期課題 ③通学上の困難(13p)、④教材の確保「印刷物障害など」(13p)
 - (2) 中・長期課題 ⑥就職支援等(14p)
 - ・労働関係機関や地域と連携した就職支援
 - ・発達障害のある学生には、慎重かつ具体的な支援方策等検討(一般雇用と障害者雇用といずれが望ましいか)
 - ・出口支援のみならず、キャリア教育やインターンシップにおける支援検討

2) 評価・合理的配慮・授業改善

グループ

3) キャリア形成・就職活動支援

大学等における合理的配慮とは(6p)
「障害のある者が、他の者と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、大学等が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある学生に対し、その状況に応じて、大学等において教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、かつ「大学等に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」

決定過程(7p)

- ・権利の主体は学生本人にある(学生本人の要望に基づいた調整を行う)
- ・学生本人の教育的ニーズと意思を可能な限り尊重しつつ、大学等の体制面、財政面を勘案し、「均衡を失しない」又は「過度ではない」負担について、個別に判断する
- ・可能な限り台意形成・共通理解を図った上で決定し、提供されることが望ましい



參考資料

PEPNet-Japan

Postsecondary Education Programs Network of Japan

日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク

—聴覚障害学生支援の明日を切り拓く—

日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク（PEPNet-Japan）は、2004年筑波技術大学の呼びかけにより結成されたネットワークです※。事務局は、筑波技術大学障害者高等教育研究支援センターに置かれており、聴覚障害学生を受け入れ、積極的に支援を行っている連携大学・機関とともに活動を続けています。



※設立当初は、日本財団の助成によるPEN-International（聴覚障害者のための国際大学連合）の支援を受け、発足しました。現在は、筑波技術大学の実施する「聴覚障害学生支援・大学間コラボレーションスキーム構築事業」内で運営されています。



本事業の目的は、全国の聴覚障害学生が在籍する大学および関係諸機関間のネットワークを形成し、高等教育機関で学ぶ聴覚障害学生への支援体制確立を図ることです。支援にまつわる情報や実践の蓄積と、全国の大学・機関に向けた発信を目指して活動を行っています。

こんな活動をしています

日本聴覚障害学生高等教育支援シンポジウム



PEPNet-Japan の活動成果を広く発信するとともに、全国の大学の支援実践について情報交換をすることを目的に、毎年1回シンポジウムを開催しています。

聴覚障害学生支援コーディネータ研修会



聴覚障害学生支援に関わる知識・スキル向上と、相互のネットワーク形成を目的に、各大学のコーディネータを対象とした研修会を開催しています。

聴覚障害学生エンパワメント研修会



聴覚障害学生のエンパワメントに関わるノウハウの蓄積と共有を目的に、実際に聴覚障害学生を対象としたモデル研修会を開催しています。

諸外国視察調査

各国における聴覚障害学生支援の状況を学ぶため、アメリカをはじめとした諸外国視察を行っています。この成果は、報告書等の形で広く発信しています。



運営委員会の開催

連携大学・機関から選出された委員により構成された運営委員会を開催し、ネットワークの活動方針や事業計画を協議しています。



各種教材の作成・配布

Access! 聴覚障害学生支援DVDシリーズをはじめとする多様な教材を作成し、全国の大学・機関関係者に広く配布しています。



メーリングリストの運営

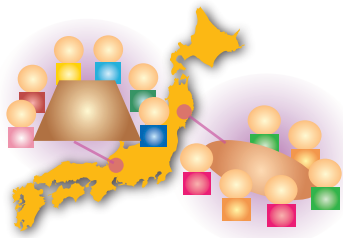
聴覚障害学生支援に関わる方々の情報共有とディスカッションのため、メーリングリストを開設し、運営しています。

Web による情報発信

作成した教材をはじめ、聴覚障害学生支援に関わる多彩な情報をホームページ上で発信しています。

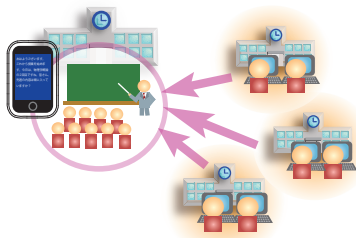
現在の取り組み

地域ネットワークの形成支援



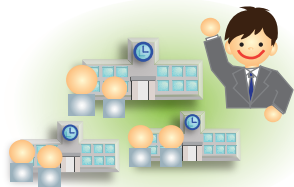
各種研修会の開催等を通して地域ごとの大学間ネットワーク形成を後押しするとともに、各地域における大学の支援状況について情報を収集を進めています。

遠隔情報保障支援ネットワークの構築



東日本大震災における東北地区大学支援プロジェクト経験をベースに、大学が相互に協力して遠隔地から授業支援を提供する体制構築を進めています。

モデル事例の構築と成果発信

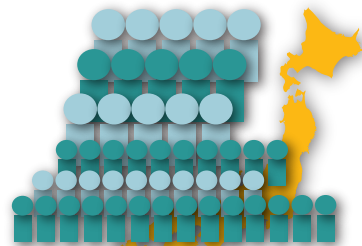


これまで支援が困難であった分野を取り上げ、大学が協力して集中的に知識技術を注入することで、新たな支援事例の創出を図ろうとしています。

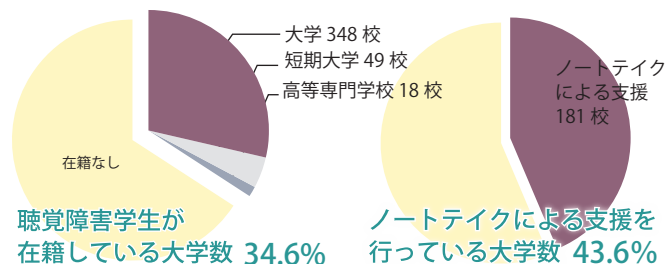
聴覚障害学生支援の現状

聴覚障害学生の在籍状況

現在、全国の高等教育機関（以下、大学）には1500人以上の聴覚障害学生が在籍しています。しかし、彼に対して必要なノートテイクなどの支援を提供できている大学は、半数以下に過ぎません。



全国の大学で学ぶ
聴覚障害学生数 1534人



(日本学生支援機構, 2012)

聴覚障害学生に対する支援



ノートテイク 授業中の教員の説明や音情報を文字で書いて伝える方法で、2～3名の支援者が交代でサポートを行います。



パソコンノートテイク ノートテイクと同様に音情報をパソコンで入力していく方法です。専用ソフトを用いることで、複数の入力者が協力して情報を伝えることができます。



手話通訳 聞こえてくる音情報を手話で伝えていく方法です。ゼミなどで利用されることが多く、外部団体から派遣を受ける例もあります。

TOPICS

東北地区大学支援プロジェクト



2011年に発生した東日本大震災の際には、宮城県内の連携大学・機関の要請を受け、被災地域の聴覚障害学生の安否確認等に協力しました。また授業開始後は、被災地の大学で学ぶ聴覚障害学生に対して、全国の連携大学・機関から遠隔でパソコンノートテイクの提供を行う試みを実施しました。この取り組みには、

全国13大学・機関が参加し、4大学で学ぶ聴覚障害学生約20名に対して、のべ300コマ程度の支援を提供しました。

運営組織

代表

村上芳則 筑波技術大学・学長



運営委員

- 高橋信雄 愛媛大学教育学部・教授
- 新國三千代 札幌学院大学バリアフリー委員会・教授
- 松崎 丈 宮城教育大学教育学部・准教授
- 高橋明美 みやぎ DSC・スタッフ
- 齊藤くるみ 日本社会事業大学
- 倉谷慶子 関東聴覚障害学生サポートセンター・コーディネーター
- 廣瀬洋子 放送大学 ICT活用・遠隔教育センター・教授
- 金澤貴之 群馬大学教育学部・准教授
- 高橋岳之 愛知教育大学教育学部・准教授
- 藤井克美 日本福祉大学社会福祉学部・教授
- 真銅正宏 同志社大学学生支援センター・所長
- 木立英行 大阪教育大学障がい学生修学支援ルーム・ルーム長
- 松岡克尚 関西学院大学人間福祉学部・教授
- 青野 透 金沢大学大学教育開発・支援センター・教授
- 林田真志 広島大学大学院教育学研究科・准教授
- 太田富雄 福岡教育大学附属特別支援教育センター・教授
- 石原保志 筑波技術大学障害者高等教育研究支援センター・センター長
- 及川 力 筑波技術大学障害者高等教育研究支援センター・教授
- 白澤麻弓 筑波技術大学障害者高等教育研究支援センター・准教授



**We are the ones
who make a difference**

事務局

事務局員

- 白澤麻弓 筑波技術大学障害者高等教育研究支援センター・准教授
- 石塚陽二 筑波技術大学聴覚障害系支援課・課長
- 小林正幸 筑波技術大学障害者高等教育研究支援センター・教授
- 佐藤正幸 筑波技術大学障害者高等教育研究支援センター・教授
- 三好茂樹 筑波技術大学障害者高等教育研究支援センター・准教授
- 大杉 豊 筑波技術大学障害者高等教育研究支援センター・准教授
- 河野純大 筑波技術大学産業技術学部産業情報学科・准教授

(○は事務局長)

(2012年10月1日現在)

PEPNet-Japan 連携大学・機関

- 札幌学院大学
- 宮城教育大学
- みやぎ DSC
- 群馬大学
- 関東聴覚障害学生サポートセンター
- 東京大学
- 日本社会事業大学
- 放送大学 ICT活用・遠隔教育センター
- 静岡福祉大学
- 愛知教育大学
- 日本福祉大学
- 金沢大学
- 同志社大学
- 立命館大学
- 大阪教育大学
- 関西学院大学
- 広島大学
- 四国学院大学
- 愛媛大学
- 福岡教育大学
- 筑波技術大学



お問い合わせ先

PEPNet-Japan

検索

日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク事務局

〒305-8520 茨城県つくば市天久保 4-3-15
 筑波技術大学 障害者高等教育研究支援センター
 URL <http://www.pepnet-j.org>
 TEL/FAX 029-858-9438
 E-mail pepj-info@pepnet-j.org
 担当：白澤麻弓（筑波技術大学 准教授）

PEPNet-Japan
 国立大学法人
筑波技術大学

本事業は、筑波技術大学「聴覚障害学生支援・大学間コラボレーションスキーム構築事業」の活動の一部です。

PEPNet-Japan 地域ネットワーク形成事業 コーディネーター研修事業について

ネットワーク形成事業とは

全国の高等教育機関（以下、大学等）に点在する聴覚障害学生の修学環境を更に整備していくためには、大学等の機関間における支援担当者どうし情報交換や連携ができる体制を確立していくことが、今以上に求められています。こうした状況を受け PEPNet-Japan では、障害学生支援に関わる関係者間のネットワークづくりや、すでにあるネットワークのさらなる活性化に貢献することを目的として、各地域の拠点となる大学を中心とした研修会開催に取り組んでいます。

今年度は、聴覚障害学生を対象とした「エンパワメント研修会」と、支援担当職員を対象とした「コーディネーター研修会（仮称）」について、それぞれ主催大学を募集し、事業を進めてきました。主催大学とその近隣にある大学等の支援担当者と共に意見交換を重ね、共有された課題から研修会のテーマを設定して開催し、支援に関わる関係者の資質向上と関係者間のネットワークづくりを目指しています。

コーディネーター研修事業と実行委員会

今年度の地域ネットワーク形成事業のうち、コーディネーター研修事業については、PEPNet-Japan 連携大学である同志社大学が主催大学を担ってくださることとなりました。近隣で聴覚障害学生支援に組織的に取り組んでいる他5大学に呼びかけて実行委員会を組織し、今必要とされている研修はどのようなものかについて議論を重ね、研修プログラムの構成に取り組んできました。実行委員メンバーには支援業務を担当するコーディネーターと支援担当部署の管理職にあたる方が入り、研修プログラムについても支援業務に携わる様々な立場の方が学べるものにするとの方針を打ち出し、進めてきました。

プログラム構成にあたっては、PEPNet-Japan コーディネーター連携事業にて作成した「障害学生支援コーディネーター養成・研修カリキュラム（平成 23 年度公開）」をもとに検討し、併せて、今年度に入り動向が注目されている、障害学生への合理的配慮というテーマを盛り込むこととしました。

これまで8回の実行委員会開催を通じ、研修会の準備にとどまらず、実行委員間でこれまでになかったつながりが生まれ、日常の支援業務について情報交換がし合えるような関係構築に結び付いています。



本日の研修会は、こうした新たなネットワーク形成の成果の一部であり、研修会に参加される支援担当者の間においても、活発な情報交換及び継続的なネットワーク形成に寄与することを目的として開催するものです。

実行委員会メンバー

田鍋 耕三	同志社大学	京田辺校地学生支援課	課長
土橋恵美子	同志社大学	京田辺校地学生支援課	コーディネータ
松原 崇	大阪大学	学生支援ステーション障害学生支援ユニット	助教
安福 純子	大阪教育大学	障がい学生修学支援ルーム	特任教授
高田 恭子	大阪教育大学	障がい学生修学支援ルーム	職員
神藤 典子	関西大学	学事局授業支援グループ障がいのある学生に対する修学支援チーム グループ長補佐	
前崎 晴子	関西大学	学事局授業支援グループ障がいのある学生に対する修学支援チーム 主任	
藤原 隆宏	関西大学	学事局授業支援グループ障がいのある学生に対する修学支援チーム 修学支援コーディネーター	
徳田 真二	関西学院大学	総合支援センター	事務長
武藤 千也	立命館大学	教学部共通教育課	課長
二宮 恵美	立命館大学	教学部共通教育課	職員

会場校事務局

宮崎 與也	同志社大学	京田辺校地学生支援課	学生生活係長
種市 麻理	同志社大学	京田辺校地学生支援課	

事務局

白澤 麻弓	筑波技術大学	障害者高等教育研究支援センター	PEPNet-Japan 事務局長
中島亜紀子	筑波技術大学	障害者高等教育研究支援センター	PEPNet-Japan 事務補佐員
五十嵐依子	筑波技術大学	障害者高等教育研究支援センター	PEPNet-Japan 事務補佐員

障害学生支援教職員研修会 当日資料

発行：日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク（PEPNet-Japan）事務局
〒305-8520 茨城県つくば市天久保 4-3-15
筑波技術大学障害者高等教育研究支援センター

PEPNet-Japan

協力：同志社大学
大阪大学学生支援ステーション障害学生支援ユニット
大阪教育大学障がい学生修学支援ルーム
関西大学学事局授業支援グループ
関西学院大学総合支援センター
立命館大学障害学生支援室

発行日：平成 25 年 2 月 22 日

※本事業は、筑波技術大学「聴覚障害学生支援・大学間コラボレーションスキーム構築事業」の活動の一部です。

